

基本方針の内容 — (3) 地域における取組

- ・ 保険者、医療機関、地方公共団体等の関係者が、都道府県単位で連携して地域の住民に対し質の高い効率的な医療を提供できるような取組を推進。
- ・ 保険者・医療機関・地方公共団体が協議する場を設け、医療の地域特性の調査・分析を行うとともに、医療計画、介護保険事業支援計画及び健康増進計画との整合性を図りつつ、医療費の適正化に向けて取り組むための計画を策定。
- ・ 医療の地域特性に起因して生ずる医療費の地域差部分については、地域における適正化努力を促すような仕組みを導入する。

基本方針の内容 — (4) 診療報酬体系

- ・ 診療報酬の評価に係る基準・尺度の明確化を図り、国民に分かりやすい体系とする。
- ・ ①医療技術の適正な評価(ドクターフィー的要素)、②医療機関のコストや機能等を適切に反映した総合的な評価(ホスピタルフィー的要素)、③患者の視点の重視等の基本的な考え方に立って見直しを進める。

基本方針の内容 — (5) 改革の手順・時期

- ・ 医療保険制度体系に関する改革は、平成20年度に向けて実現を目指す。法律改正を伴うものは、概ね2年を目途に順次制度改正に着手(※)。

(※) 平成18年通常国会に法案提出予定。

- ・ 診療報酬体系に関する改革については、次期診療報酬改定(※)より、逐次、実施を図る。

(※) この「次期診療報酬改定」とは平成16年度改定を指す。

精神保健福祉施策の改革ビジョンの枠組み

精神保健福祉施策について、「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を進めるため、
①国民の理解の深化、②精神医療の改革、③地域生活支援の強化を今後10年間で進める。

国民の理解の深化

「こころのバリアフリー宣言」の普及等を通じて精神疾患や精神障害者に対する国民の理解を深める

精神医療の改革

救急、リハビリ、重度などの機能分化を進めできるだけ早期に退院を実現できる体制を整備する

地域生活支援の強化

相談支援、就労支援等の施設機能の強化やサービスの充実を通じ市町村を中心に地域で安心して暮らせる体制を整備する

基盤強化の推進等

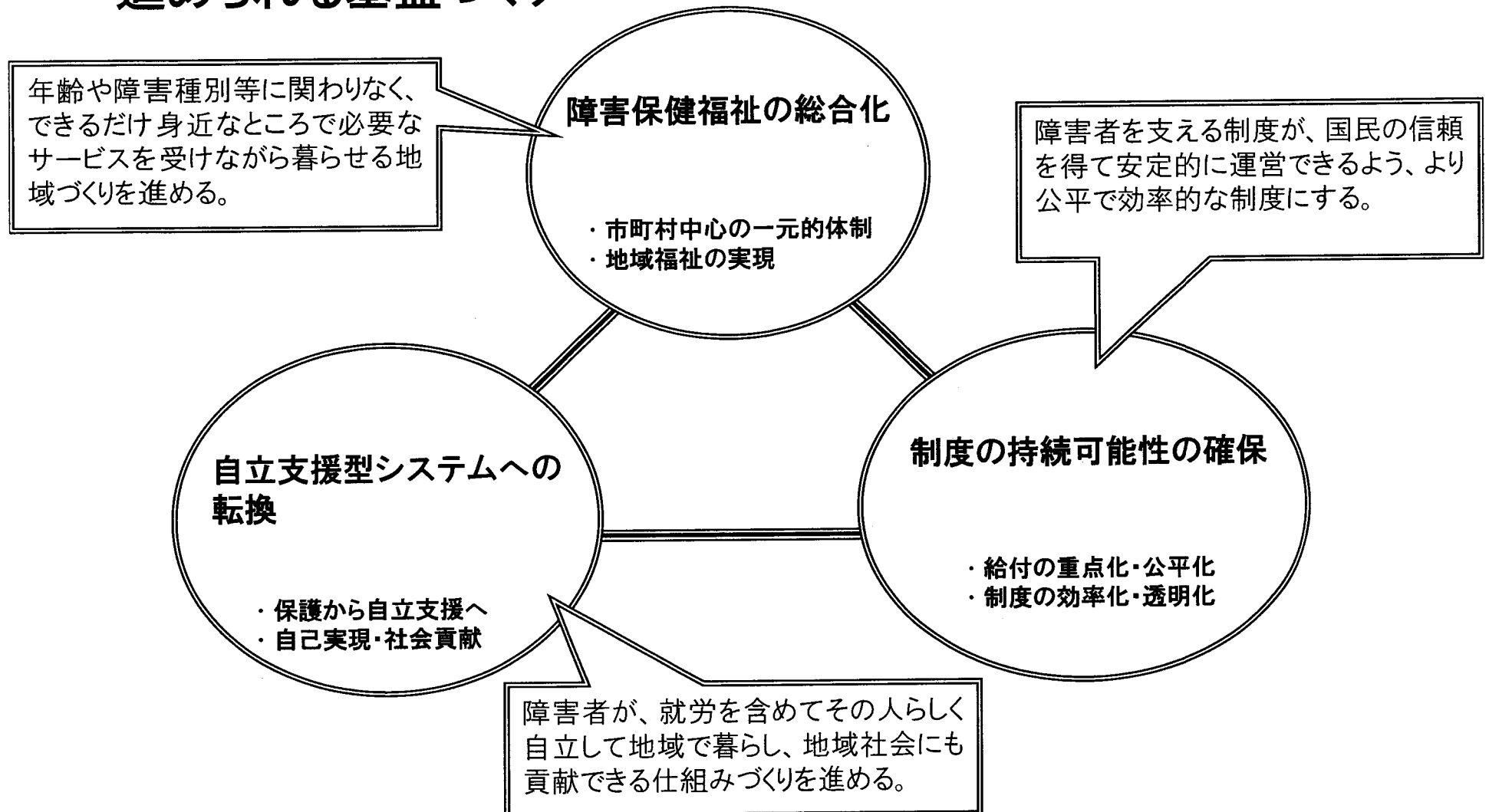
- ・精神医療・福祉に係る人材の育成等の方策を検討するとともに、標準的なケアモデルの開発等を進める
- ・在宅サービスの充実に向け通院公費負担や福祉サービスの利用者負担の見直しによる給付の重点化等を行う

「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健福祉施策の基本的方策の実現

※上記により、今後10年間で必要な精神病床数は約7万床減少

障害保健福祉の改革の基本的な視点

- ・ 障害者本人を中心にした個別の支援を、より効果的・効率的に進められる基盤づくり



今、なぜ地域福祉計画か？

公的サービス
中心の仕組み
(対象者別計画
による基盤整備)

公的サービスのみ
では、住民の生活
ニーズは解決し
ない
(人と人とのつな
がりの希薄化)

- ・ 社会問題
- ・ 生活不安

地域福祉計画

- ・ 住民同士のつながりを創り、助け合い、支え合いなどの福祉活動を開発・推進
- ・ 住民による福祉活動と公的サービスの連結による総合的サービス

地域福祉計画と他の福祉関係計画との関係

ホームヘルパー〇〇人
特老 □□箇所 など

公的サービスの基盤整備計画

老人保健福祉
計画・介護保
険事業計画

障 害 者
計 画

児 童 育 成
計 画

そ の 他
(まちづくり等)

見守り、声かけ、
友愛訪問 など

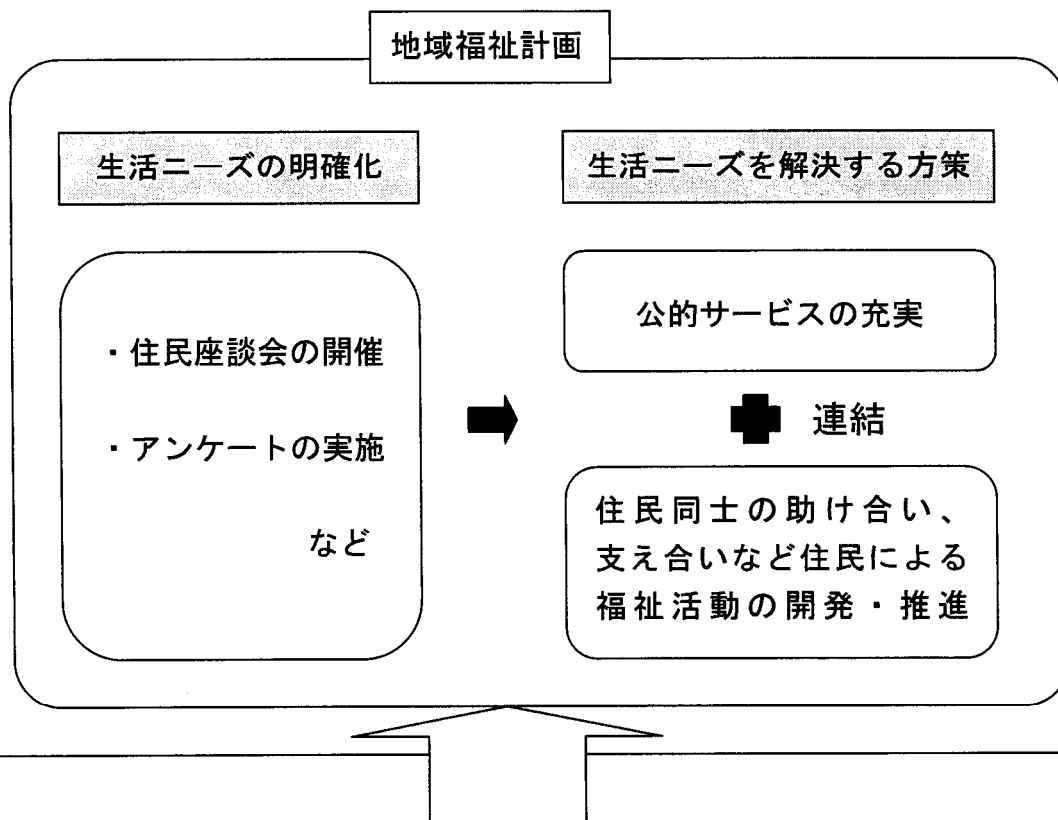
住民の自発的な福祉活動によるサービス

地域福祉計画

公的サービスと住民の自発的な福祉活動による
サービスを連結することが重要

- ・ 公的サービスのみでは解決できなかった生活ニーズ全体の解決を目指します。
- ・ 住民が安心して幸せに暮らせる地域を創ります。

地域福祉計画はどんな計画か？



住民参加が不可欠

- ・ 生活ニーズを一番よく知っているのは住民自身です。
- ・ 小地域ごとに住民が主体的に参加する座談会等を開催し、住民自身により、
 - ① 生活ニーズを明らかにする
 - ② その解決方法を検討する
- ・ この結果、住民は地域に関心を持ち、積極的に福祉活動にも参加し、互いに助け合い、支え合うような人と人との関係づくりが進みます。
- ・ 地域福祉計画では、このような住民の主体的な活動の積み重ねが最も重要です。
- ・ したがって、計画は創ることが目的ではなく、計画を創り出す過程を通して、人をおこし、まちをおこし、豊かなコミュニティを築くことが目的です。